



## (9) 計画策定への市民参加

### ①グループインタビュー

性別や年齢、職業、居住地などが異なる市民から、普段生活しているなかで、「どのような課題を捉えているのか」、「どのようなまちの姿を望んでいるのか」を聴き、豊明市のめざすまちの姿をできるだけ多く出していくことを目的として実施しました。

また、グループインタビューに加え、現役世代や子育て世代への情報発信と意見を聴く機会としてFacebookを活用しました。

開催日：平成26年1月9日～13日(全10回)

参加人数：92名



### ②市民アンケート

グループインタビューで洗い出された多種多様なめざすまちの姿をもとに、多くの市民が重要であると考えるめざすまちの姿を絞り込むことを目的として、アンケート調査を実施しました。

調査期間：平成26年2月27日～3月20日

調査対象：18歳以上の市民3,000人(無作為抽出)

回収状況：送付総数3,000人、回収数1,405人、回収率46.83%

### ③まちの未来を描き隊

市民公募に基づく48名の方に集まっていたいただき、5つの分科会(健康福祉、地域・市民生活、教育・歴史文化、都市基盤・産業、行政経営)に分かれて活動しました。市民アンケートで絞られためざすまちの姿を着実に実現させていくために、各めざすまちの姿に対するまちづくり指標の検討及び各めざすまちの姿を実現するために市民ができることのアイデア出しを行い、市へ提案していただきました。

開催時期：平成26年3月～平成27年4月

研修会 2回

全体会 6回

幹事会 4回

分科会 16回



## ④地域別計画ワークショップ

市内3中学校区に分かれて、中学生から年長者まで三世代が集まってワークショップを行い、「地域でできることは地域で」という地域経営の第一歩として地域別計画を策定しました。

本書の地域別計画では、ワークショップで行った地域の変化(過去から現在)とめざす地域の未来像、未来を実現するために地域ができることのアイデアなどを掲載しています。地域において住民が自ら地域の課題を把握し、いかに解決するのかを議論し、実践するという手順を示したものです。



開催期間：平成27年1月～3月

ワークショップ：3中学校区・各2回

まちづくり報告会：3中学校区・各1回



## ⑤パブリックコメント

総合計画審議会から答申された第5次豊明市総合計画原案について、広く市民の意見を聴くためにパブリックコメントを実施しました。

期間：平成27年10月5日～11月4日



## (10) 豊明市総合計画条例

平成25年3月28日

条例第4号

### (目的)

第1条 この条例は、総合計画の定義、構成、位置付けその他総合計画の策定等に関し必要な事項を定め、もつて総合的かつ計画的な市政運営を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 総合的かつ計画的な市政運営を図るための長期的なまちづくりの指針をいう。
- (2) 基本構想 市のまちづくりの基本的な理念であり、将来都市像及び基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 市の基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。
- (4) 実施計画 市の基本的な計画であり、基本計画で定められた施策をどのように実施していくかを具体的に示すものをいう。

### (構成)

第3条 総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成する。

### (位置付け)

第4条 総合計画は、全ての施策を網羅した市の最上位計画と位置付ける。

- 2 各行政分野に関する計画を策定し、又は変更するときは、総合計画との調整を図らなければならない。

### (総合計画審議会)

第5条 市長の諮問に応じ、総合計画について調査審議するため、豊明市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### (議会の議決)

第6条 市長は、基本構想を策定し、又は変更するときは議会の議決を経なければならない。

### (公表)

第7条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、すみやかにこれを公表するものとする。

### (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

#### (廃止規定)

- 2 豊明市総合計画審議会条例(昭和47年豊明市条例第18号)は、廃止する。

## (11) 用語説明

	用語	用語説明
あ 行	ICT	インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略で、情報通信技術のことをいう。
	アダプトプログラム	アダプトとは「養子縁組する」の意味で、市民が道路や河川などの公共空間を我が子のように愛情と責任をもって定期的に美化活動を行う制度。
	エコカー	環境への負担が少ない自動車。
	エコドライブ	環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用のこと。
	エコライフ	地球に負担の少ない生活スタイルのこと。
	SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。
	SDGs	「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されている。
	NPO	ノン・プロフィット・オーガニゼーション(非営利組織)の略で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。
	応益負担	自分が受けた利益に応じた負担をすること。
	学習指導要領	全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするために、文部科学省が学校教育法等に基づき、各学校で教育課程(カリキュラム)を編成する際の基準を定めたもの。
か 行	浄化槽	家庭の台所やお風呂、洗面所等の生活雑排水やトイレの排水を浄化処理する設備。
	環境監視員	豊明市環境監視員の任用及び勤務条件に関する規則により任用された、環境保全等に関する市民からの苦情及び相談並びに市民への命令、勧告等の指導に従事する非常勤一般職員。
	協働	地域社会を営む多様な主体が、目的を共有し、社会課題の解決のために、互いの役割と責任を分担しながら、ともに協力し合うこと。
	協働型マネジメントサイクル	行政経営(PDCA)のマネジメントサイクルを前提として、各段階に市民が積極的に参加する仕組み。
	グローカル	「グローバル(世界的な)」という言葉と「ローカル(地方の)」という言葉を組み合わせて作られた造語で、「地球規模の視野で考え、地域視点で行動する(Think globally, act locally)」という考え方。



用語	用語説明
か 行	「地方公共団体の財政構造の弾力性を測定する比率」経常経費充当一般財源を経常一般財源歳入合計・減収補填債特例分・臨時財政対策債で除した数値。経常一般財源の残りの部分が大きいほど臨時の財政需要に余裕が持て、弾力性があることになる。人件費、扶助費、公債費が高まると、この値が高くなり硬直化する。
経常収支比率	
健康寿命	
公共施設適正配置計画	
公共施設の更新問題	
高齢者ボランティア ポイント制度	
コーホート法	
子ども・子育て支援新制度	
コミュニティビジネス	
コンパクトシティ	
財政力指数	地方公共団体の財政の力を示す指標基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。
3R	リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再資源化)の頭文字をとったもの。

用語	用語説明
市街化区域	市街地として積極的に整備する区域で、用途地域等を指定し、道路や公園、下水道等の整備を行い、住宅や店舗、工場など、計画的な市街化を図る区域。
市街化調整区域	市街化を抑制し、優れた自然環境等を守る区域として、開発や建築が制限されている区域。
自主防災組織	いざというときに互いに助け合うため、日ごろから一緒になって防災活動に取り組むための組織。
市長への手紙・Eメール	市民から広く市政に関する意見・提言を聴き、それを市政に反映させるための仕組み。
実質公債費比率	「会計全体を見通して実質的な公債費の負担割合を監視する数値」用途が制限されない経常的な財源のうち、公債費や公営企業債への繰出金なども含めた実質的な公債費相当額に充当されたものの占める割合の3年平均値。
シティプロモーション	地域の魅力の発見や創造、その魅力を地域内外に広くアピールすることで地域の活力を高めようとする取り組み。
市民提案型まちづくり事業交付金	市民の福祉向上や地域のまちづくりに貢献する、もしくは、行政だけで解決できない地域の課題を解決するため、市民活動団体が取り組む事業について財政支援を行うもの。
住宅用火災警報器	火災報知機の一種で、火災の際煙や熱を感じて音声やブザー音で警報する警報器。消防法の改正により、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられている。
将来負担比率	「長期にわたる負担割合を監視する数値」地方公共団体が将来に支出しなければならない財政負担が、標準的な状態で収入が見込まれる一般財源の規模の何倍にあたるかを示す指標。将来にわたって返済しなければならない債務が、1年間の収入に対してどれだけを占めるかを示す値。
生活習慣病	食事や運動、ストレス、喫煙、飲酒などの生活習慣がその発症・進行に深く関与する病気の総称で、糖尿病、高血圧症、脂質異常症、肥満、心臓病、脳卒中などがある。
生活保護	日本国憲法第25条により、健康で文化的な最低限度の生活を行うことが国民の権利として定められており、その権利を実現するための国の制度。
政策マーケティング	多くの市民ニーズをつかむことを目的に実施するグループインタビューとアンケート調査を組み合わせた調査手法。



## た行

用語	用語説明
生産年齢人口	15～64歳の人口。これに対し、0～14歳の人口を年少人口、65歳以上の人口を老人人口という。
大都市圏	広域的な都市地域を規定するため行政区域を越えて設定した統計上の地域区分であり、中心市及びこれに社会・経済的に結合している周辺市町村によって構成される。本市は中京大都市圏に属する。
第2次とよあけ健康21計画	生活習慣病やストレスによる疾患の増加に伴い、従来の早期発見・早期治療を重視する考え方だけでなく、さらに市民の健康づくりをすすめ、疾病を予防する考え方方に重点を置いた対策を推進するために策定した計画。
第2次豊明市地域福祉計画	社会福祉法第107条で策定が規定されている地域福祉推進のための計画。
ダイバーシティ経営	多様な人材を活かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーションを生み出し、価値創造につなげている経営。
地域一括交付金制度	区が主体的に地域の実情にあわせて区内に必要な事業を実施するための事業費と、区または町内会が所有する施設に係る経費の一部を補助する制度。
地域包括ケアシステム	団塊の世代が75歳以上となる2025年を目指して、介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される地域での体制。
地方公共団体の財政の健全化に関する法律	地方公共団体の財政を適正に運営することを目的として平成19年6月に公布された法律。総務省から財政健全化の基準が示され、地方公共団体では平成19年度決算から財政健全化にかかる各指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)の公表が義務づけられている。
チョイソコとよあけ	「チョイとソコまで、ごいっしょに」を合言葉に、特定の目的地へ、定額の運賃で、乗り合わせて移動する、健康増進を目的とした送迎サービス。
ツリー型ロジックモデル	目標と手段の因果関係(この事業を実施するところが目標が実現する)を1枚の図で表したもの。
DV	ドメスティック・バイオレンスの略で、直訳すると「家庭内の暴力」となり、夫から妻、妻から夫、親から子、子から親、きょうだい間の暴力など、家庭内の様々な形態の暴力のこと。

た行

な行

は行

用語	用語説明
東京一極集中	日本において、政治・経済・文化・人口など、社会における資本・資源・活動が首都圏(特に東京都)に集中している状況。
投資的経費	歳出のうち、その支出が資本形成に向けられる経費。普通建設事業費、災害復旧費、失業対策費がこれにあたる。
都市計画道路	都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保するため、都市計画法に基づき、あらかじめルートや位置、幅員などの計画が決定された道路。
豊明市協働のまちづくりをすすめる地域社会活動推進条例	町内会活動、市民活動及びボランティア活動を含む幅広い地域社会活動を応援することにより、地域の力を活かした協働のまちづくりをより一層すすめていくことを目指し、平成22年3月に制定。
豊明市青少年健全育成推進委員会地区委員会	各行政区の規約により設置されており、青少年の健全育成推進に取り組む地域組織。
豊明市青少年健全育成推進員	豊明市附属機関設置条例に基づき設置された青少年健全育成推進員会議において、青少年健全育成活動の普及に関する事務等を担任する委員。
とよあけ市民大学ひまわり	市民である受講生からの受講料で、市民が運営する。市民の誰もが先生になって教えることができ、生徒になって学ぶことができる。
南海トラフ巨大地震	駿河湾から九州にかけてプレートが接する境界にある溝のことを南海トラフといい、この南海トラフ付近で起こる地震は、震源域が駿河湾から浜名湖にかけてのものを東海地震、浜名湖から潮岬にかけてのものを東南海地震、潮岬から四国沖でおきるものを南海地震というが、その3つが同時に起きる最大規模の地震を南海トラフ巨大地震という。
農業生産法人	農業経営を行うために農地を取得できる法人。
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。
8050問題	ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題。主に50代前後のひきこもりの方を80代前後の親が養っている状態を指す。
パブリックコメント	行政機関が政策の立案などを行うときに、広く市民に素案を公表して意見を募り、提出された意見を参考に最終的な意思決定を行う制度。

は  
行

用語	用語説明
P D C Aサイクル	P(計画)、D(実行)、C(評価)、A(改善)を繰り返し行うことで、業務を継続的に改善していくこと。
扶助費	高齢福祉、障がい者福祉、児童福祉などのために、社会保障制度の一環として支払われる経費。
ベッドタウン	大都市の近郊にあって大都市への通勤者の居住地となっている都市。
放課後子ども教室	放課後や週末に子どもたちの居場所をつくるため、校庭や教室を開放し、地域住民の協力によってスポーツや文化活動ができるようとする取り組み。
法定雇用率	「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率(法定雇用率)以上になるよう義務づけている。法定雇用率は、現在は民間企業(従業員50人以上)で2.0%、国・地方自治体等で2.3%となっている。
マグニチュード	地震そのものの大きさ(規模)を表すものさし。一方、「震度」は、ある大きさの地震が起きた時の私たちが生活している場所での揺れの強さを表す。
無作為抽出	調査の企画者の主観的判断を排除して、調査の対象となる集団をくじ引きのような方法で、無作為に抽出する方法。
メタボリックシンドローム	内臓脂肪型肥満によって、高血圧や高血糖、高脂血症などの危険因子を併せ持っている状態。
有効求人倍率	有効求職者数に対する有効求人数の比率のこと。
老老世帯	介護が必要な65歳以上の高齢者がいる世帯のうち、介護する人も65歳以上である「老老介護」を行う世帯。
ワーク・ライフ・バランス	仕事と、育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった仕事以外の生活との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

ま  
行  
や  
う  
行





特別賞

豊明中学校 2年  
鈴木 順真さん

「観光を楽しむまち豊明」を目指したデザインで、  
新たな交通機関も設けて便利な都市にしました。

表紙・中扉の絵は、市内の小・中学生から応募のあった655点から選びました。  
学校名及び学年は応募時(平成27年度)のものです。みなさんありがとうございました。

## 第5次豊明市総合計画

平成27年度策定

作成支援 非営利活動法人 市民フォーラム21・NPOセンター

令和2年度改訂

改訂支援 株式会社 創建

編集発行 豊明市行政経営部企画政策課

〒470-1195 愛知県豊明市新田町子持松1番地1

TEL. 0562-92-1111(代表)

